

○筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱

平成22年1月21日要綱第1号

改正

平成23年5月19日要綱第23号

令和7年11月21日要綱第60号

筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱

筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱（平成16年筑紫野市要綱第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が作成する広報紙、冊子、ホームページその他これらに類するもの（以下「刊行物等」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象刊行物等）

第2条 広告の掲載の対象となる刊行物等は、市民への配布又は周知を目的として市が作成する刊行物等とする。ただし、市長が広告の掲載を適当でないと認めるものを除く。

（掲載の基準）

第3条 刊行物等に掲載することができる広告は、市民の生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 刊行物等の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他掲載広告として適当でないと認められるもの

（掲載の位置）

第4条 広告を掲載する位置は、刊行物等の目的を妨げない位置とし、市長が別に定める。

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は、刊行物等の種類、発行数、広告の大きさ、色数、発行経費等を勘案し、市長が別に定める。

（掲載希望者の募集）

第6条 市長は、刊行物等への広告の掲載を希望するものを市の広報紙等で募集する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて個別に刊行物等への広告の掲載を募集することができる。

（掲載の申込み）

第7条 刊行物等に広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、筑紫野市刊行物等広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により市長に申し込むものとする。

2 申込者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの
- (4) 市税を滞納しているもの

（掲載の承認等）

第8条 市長は、申込書を受け付けたときは、第3条の規定によりその内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を筑紫野市刊行物等広告掲載承認通知書（様式第2号）又は筑紫野市刊行物等広告掲載不承認通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（版下原稿の提出）

第9条 前条第2項の規定により広告の掲載について承認を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定した期限までに、掲載しようとする広告の版下原稿を作成し、提出するものとする。ただし、申込書の内容等により市長が広告の版下原稿の作成及び提出を必要でないと認める場合は、広告主は、当該作成及び提出を省略することができる。

（広告掲載料の納入）

第10条 広告主は、市長が指定した期限までに広告掲載料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（広告掲載料の不還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

(広告掲載の中止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を中止するものとする。

- (1) 広告が、刊行物等の編集又は発行をする上で支障となるとき。
- (2) 広告掲載料を市長が指定した期限までに納入しないとき。
- (3) 版下原稿を市長が指定した期限までに提出しないとき。
- (4) 広告主が第7条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を中止したときは、広告主に対して筑紫野市刊行物等広告掲載中止通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱の規定によりされた申込みその他の行為は、この要綱の規定によりされたものとみなす。

附 則(平成23年5月19日要綱第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市長又は広告代理店に広告掲載の申込みをしたものについては、なお従前の例による。

附 則(令和7年11月21日要綱第60号)

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。
